

「国の業務改善助成金の支給決定通知」を受けた
県内中小企業・小規模事業者の皆様へ

石川県業務改善奨励金のご案内

国の業務改善助成金に
上乗せして



最大 **100万円**

補助が受けられます!



国の業務改善助成金

事業場内最低賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資等を実施した事業者に対して、3/4、4/5、9/10のいずれかの補助率で設備投資費用等を補助するものです



設備投資等にかかった費用

石川県業務改善奨励金

「国の業務改善助成金」
補助後の自己負担分の
1/2(上限あり)を支援する



石川県独自の制度です

制度詳細はHPへ

URL <https://www.pref.shikawa.lg.jp/roudou/saiteichingin/gyoumukaizenshoureikin.html>

申請・支給の流れ

国の業務改善助成金

石川労働局に
申請書を提出

R5
10/8以降

事業実施

支給

※交付額確定・支給
決定通知書を受ける

R8
2/27まで



国の通知書(受領)
県への申請書

石川県業務改善奨励金

労働企画課に
申請書等を
提出

R8
3/10まで

支給

石川県業務改善奨励金の計算式は裏面へ

石川県業務改善奨励金 支給額計算方法

① 対象経費 × ② 補助率 又は ③ 補助上限額

のうちいずれか低い方の額となります

① 対象経費

生産性向上に資する
設備投資など

活用例

- ◆在庫管理の時間短縮のため、POSシステムを導入
- ◆荷下ろしの時間短縮のため、フォークリフトを導入
- ◆調理時間の短縮のため、自動食材加工機を導入
- ◆清掃時間の短縮のため、ロボット掃除機を導入

② 補助率

令和7年度に国助成金交付申請をされる方

引上前最低賃金	国の補助率	県の補助率
1,000円未満	4/5	1/10
1,000円以上	3/4	1/8

令和6年度までに国助成金交付申請をされた方

引上前最低賃金	国の補助率	県の補助率
900円未満	9/10	1/20
900円以上～ 950円未満*	4/5	1/10
950円以上*	3/4	1/8

※国の定める要件を満たした場合、国の補助率嵩上げ有

③ 補助上限額

30人以上の事業所

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の補助 上限額(円)	県の補助上限額(円)		
			県補助率1/8 (国の補助率 3/4の場合)	県補助率1/10 (国の補助率 4/5の場合)	県補助率1/20 (国の補助率 9/10の場合)
30円以上	1人	300,000	50,000	38,000	17,000
	2～3人	500,000	83,000	63,000	28,000
	4～6人	700,000	117,000	88,000	39,000
	7人以上	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	10人以上※	1,200,000	200,000	150,000	67,000
45円以上	1人	450,000	75,000	56,000	25,000
	2～3人	700,000	117,000	88,000	39,000
	4～6人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7人以上	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	10人以上※	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60円以上	1人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	7人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10人以上※	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90円以上	1人	900,000	150,000	113,000	50,000
	2～3人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	4～6人	2,700,000	450,000	338,000	150,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10人以上※	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

※国の定める要件を満たした場合のみ

30人未満の事業所

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の補助 上限額(円)	県の補助上限額(円)		
			県補助率1/8 (国の補助率 3/4の場合)	県補助率1/10 (国の補助率 4/5の場合)	県補助率1/20 (国の補助率 9/10の場合)
30円以上	1人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
	10人以上※	1,300,000	217,000	163,000	72,000
45円以上	1人	800,000	133,000	100,000	44,000
	2～3人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	4～6人	1,400,000	233,000	175,000	78,000
	7人以上	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	10人以上※	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60円以上	1人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	2～3人	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	4～6人	1,900,000	317,000	238,000	106,000
	7人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10人以上※	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90円以上	1人	1,700,000	283,000	213,000	94,000
	2～3人	2,400,000	400,000	300,000	133,000
	4～6人	2,900,000	483,000	363,000	161,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10人以上※	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

※国の定める要件を満たした場合のみ

お問合せ先

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎12階)

tel.076 -225-1531

受付時間：平日の8:30～17:45